

小規模事業者持続化補助金〈一般型〉のご案内

- ◆小規模事業者等^{※1}が経営計画を自ら策定し、商工会議所や商工会の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援するため、それに要する経費を補助する国の制度です。

^{※1} 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合 5 人以下、それ以外の業種の場合 20 人以下である事業者

<補助額> 上限 **50 万～200 万円**

<補助率> **2/3^{※2}**

<補助対象> チラシ作成、広告掲載、店舗改装など

類型	通常枠	特別枠				インボイス枠
		成長・分配強化枠		新陳代謝枠		
		賃上引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	
補助率	2/3	2/3 ^{※2} (赤字事業者は 3/4)	2/3			
補助上限	50 万円	200 万円				100 万円
追加申請要件	—	詳細は こちら (本補助金のウェブサイト)をご覧ください。				

- ◆公募要領や申請書類様式、申請受付締切日など詳細は[こちら](#)(本補助金のウェブサイト)をご覧ください。

- ◆大阪商工会議所では、大阪市内の事業者の方々を対象^{※3}に、申請に必要な「事業支援計画書(様式4)」の発行(申請に関するご相談)を承ります。

^{※3} 大阪市外の事業者の方は、最寄りの商工会議所・商工会へお問い合わせください。

<受付窓口> 大阪商工会議所の支部

※末尾の一覧をご参照ください。

<発行の受付締切> 第8回: 申請受付締切1週間前の**2022年5月27日(金)**

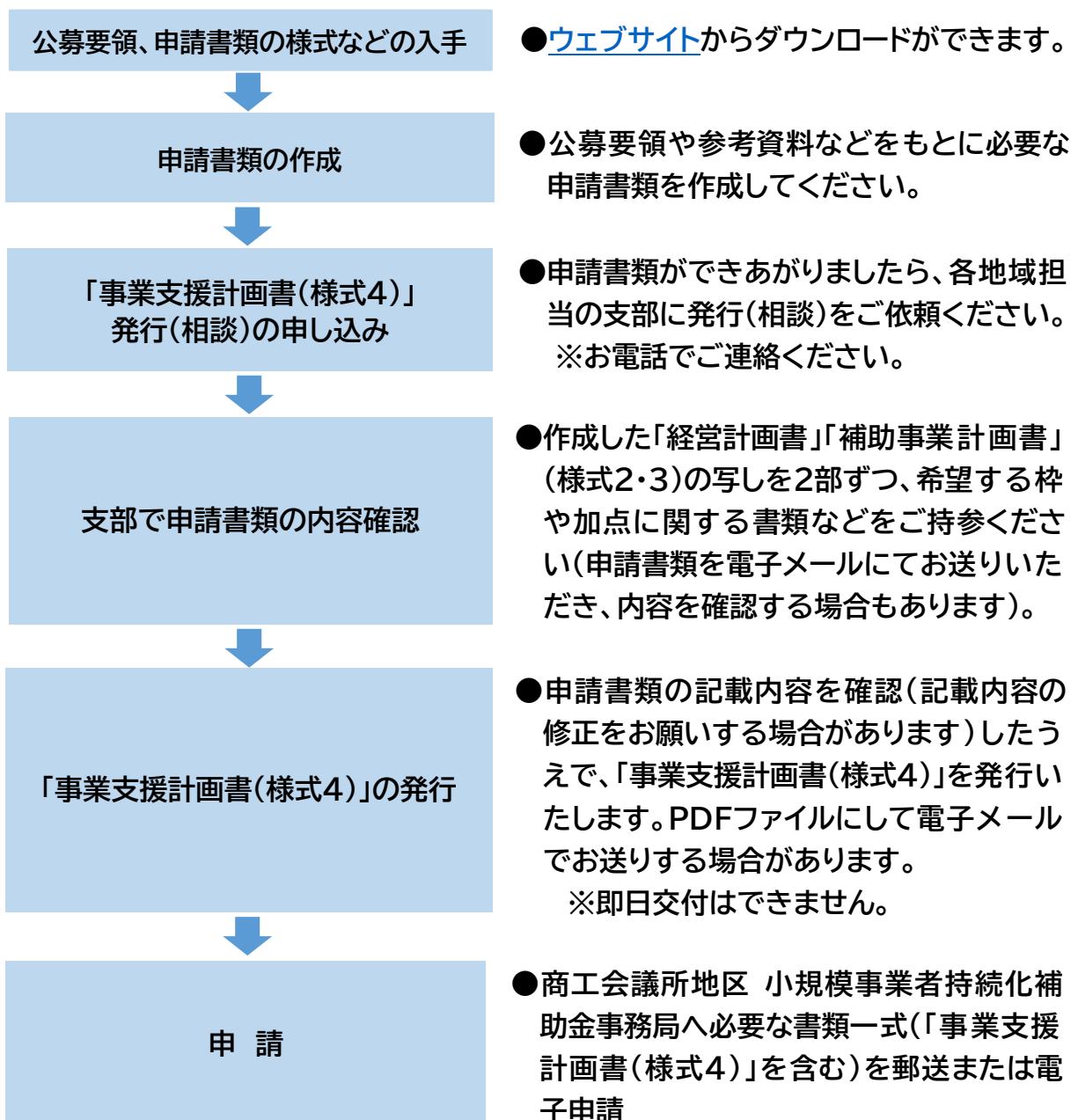
※即日の発行はできません。余裕をもってお申し込みください。

作成された申請書類の記載内容を確認させていただいたうえで、「事業支援計画書(様式4)」を発行いたします。ご相談も原則として申請書類を作成されたうえで承ります。

※事前に電話などのご連絡がなく、郵便や電子メール、ファックスなどで申請書類を支部へ送付するだけのご依頼は承っておりません。また、申請される事業者の社外の代理人のみでのご相談や「事業支援計画書(様式4)」の発行依頼は承れません。

※ご来訪にあたっては、必ず事前に電話でご連絡ください。

【大阪市内事業者の方々の申請までの基本的な流れ】



申請に必要な「事業支援計画書(様式4)」の発行申し込み・相談窓口

公募要領などをよくお読みいただき、必要な申請書類一式を作成されたうえでご依頼ください(ご来訪にあたっては必ず事前に電話でご連絡ください)。

◇ 淀川、東淀川、西淀川、北、福島区の事業者の方

北支部 大阪市北区西天満 5-1-1 ザ・セヤマビル 3階
☎ **06-6130-5112**

[アクセス・地図](#)

◇ 都島、旭、城東、鶴見、東成、生野区の事業者の方

東支部 大阪市都島区東野田町 4-6-22 ニッセイ京橋ビル 2階
☎ **06-6358-6111**

[アクセス・地図](#)

◇ 中央区の事業者の方

中央支部 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル2階
☎ **06-6944-6433**

[アクセス・地図](#)

◇ 此花、西、港、大正、浪速、西成区の事業者の方

西支部 大阪市西区立売堀 4-2-21 銀泉阿波座ビル 1階
☎ **06-6539-1666**

[アクセス・地図](#)

◇ 天王寺、阿倍野、東住吉、平野、住之江、住吉区の事業者の方

南支部 大阪市天王寺区堀越町 13-18 銀泉天王寺ビル 5階
☎ **06-6771-2211**

[アクセス・地図](#)